

お 知 ら せ

入札参加者の皆様へ

中間前金払と部分払の選択について

この工事では、落札業者の方に、中間前金払と部分払のいずれか希望するものを契約締結時に選択していただくことになっておりますので、落札者となった場合には、契約締結までに「中間前金払と部分払の選択について」（様式第 1 号）に必要事項を記載の上、契約担当者に提出してください。

契約締結時に、中間前金払を選択した場合には部分払の請求はできません。（ただし、債務負担行為又は継続費に係る工事や年度を繰り越す工事などの場合は除きます。）また、部分払を選択した場合には中間前金払の請求はできません。

ただし、契約締結後に中間前金払と部分払の選択の変更を申し出ることができます。

なお、中間前金払と部分払の選択の変更が行われる場合は、変更の申し出に伴う契約変更をした後に支払いが行われます。

【参考：中間前金払制度とは】

前金払の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し保証契約をした者で次の要件に該当した場合には、請負代金額の 10 分の 2 の範囲内で前払金を追加して支払う制度です。

- ① 既に前金払を受けていること。
- ② 工期の 2 分の 1（債務負担行為や継続費にあつては、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1）を経過していること。
- ③ 工程表により工期の 2 分の 1（債務負担行為や継続費にあつては、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1（債務負担行為や継続費にあつては、年割額の 2 分の 1）以上の額に相当するものであること。